

ちとせ薬局

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 2	当薬局は調剤基本料 2 の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品 調剤体制加算 2	当薬局は後発医薬品調剤体制加算 2 の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	<p>患者さまごとに作成した薬剤服用歴に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認したうえで、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。</p> <p>薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服用状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集したうえで、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。</p>

在宅薬学総合体制加算 1 に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 1	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時などの開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績